

国保税の減免について

困窮家庭には債権の執行停止も ／ 税務課長



たけした ふさお 議員
竹下 芙佐雄

機構に委ね強制的な取り立てを行っているが減免認定はできないのか。

答

米津 税務課長

① まず所得状況の把握ができないと困窮状態にあるかどうか分からない。本人の申告がなければ対応できない。

② 生活保護世帯については国民健康保険から脱退となるので減免になる。準保護世帯については国民健康保険の被保険者になるため納税相談の中で分割納付など話し合いをしている。

③ もし担税能力のない場合は債権の執行停止もできるので、そういった家族に対しては検討して行く。

問

① 国保条例26条にうたわれている税の減免について納税義務者が生活困窮にある場合、減免手段が得られないのは何故か。

② すでに生活困窮状態にある公私の扶助を受けている世帯に対し催告書を送っているが、減免制度を適用すべきではなかったのか。

③ 不況のために収入が減り税を納めることのできない世帯が多く生まれていると思うが、所得があっても税を納めようとしない者と同列に債権

災害時の備え

備蓄は計画的に進めている／総務課長

地震対策

問

心配される東南海地震を予測して公共施設等の耐震補強事業などを取組まれてきたが、被災後の救済対策についても備えをしておく必要がある。飲み水や食料等の備蓄計画はどうなっているか。

答

松田 総務課長

県の想定による資料に基づいて飲料水、食料、毛布などの備蓄をすすめてきた。現在、飲料36・8%、食料32・9%、毛布41%の備蓄を行っており、今後も計画的に取り組んでいく。

公債費の膨らみに懸念

大型事業に財政肥大化／副町長

財政対策

問

デフレ不況のつづく今日、収入や所得の落ち込みの中で自主財源も年々減少しており穴埋めに公債費が膨らんできている事に大きな懸念を抱いている。財政シミュレーションが示す75億円の財政規模を大きく上回り21年度決算では86億7千3百万円。22年度明許繰越を含めて97億円と年々肥大化が進み、公債費に依存した財政の肥大化が気になるが健全な財政運営についての自覚はあるのか。

答

植田 副町長

本町では、学校の整備、道路整備、消防署の移転、通信基盤整備、本庁の移転など大型事業が重なっており町債の借入れも当然大きくなっている。今後町債を起すにあたっては十分将来の財政見通しを立てておく必要がある。



中には毛布やブルーシートなど物資が入られている